

車両制限令等の一部改正に伴う防衛庁と建設省との覚書について（通達）

昭和 48 年 11 月 17 日  
陸幕輸第 83 号

改正 平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号 平成 10 年 3 月 20 日陸幕輸第 16 号  
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 20 年 3 月 31 日陸幕装計第 125 号  
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

各方面総監

中央即応集団司令官 殿

各部隊長

各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 98）

車両制限令等の一部改正に伴う防衛庁と建設省との覚書について（通達）  
標記について、別添のとおり「覚書」が締結されたので、重車両等の道路通行に関しては、この「覚書」に基づき、特に下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

なお、「車両制限令及び同施行規則施行に伴う覚書等に関する通達」（陸幕発輸第 11 号 37. 2. 13）（例規 98）は廃止する。

記

1 「通知」等の手続要領について

- （1）「覚書」第 3 項及び第 4 項の「通知」については、旧覚書によるものに比し、更に通知内容が詳細となった。別表第 1 の記載要領の一例を参照の上、的確を期すること。
- （2）「覚書」第 4 項第 2 号の「照会」については、新覚書において新たに定められたものであって、「覚書」第 4 項第 2 号に示す「条件 A から条件 D までの範囲内においては不可能であると判断されるとき」、いわゆる「超重量車両」等が通行する場合において、道路構造保全の措置に関する道路管理者の意見を求めるため、「通知」に加えて行う手続である。  
別表第 2 の記載要領の一例を参照の上、的確を期すること。
- （3）「通知」及び「照会」等の通行手続に当たっては、地域の特性に応じ、平素から関係道路管理者との連携を密にし、最新の道路状況を的確に把握するとともに、時機を失しないよう処置すること。
- （4）「覚書」第 4 項第 3 号に示す「照会」手続の省略等事務の簡素化及び情報の活用を図るため、関係部隊等相互間において適時、所要の情報を連絡通報する等、部隊等相互の連携を密にすること。

(5) 通知書等の提出責任者は、陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第98—5号）第2条に定める中隊長等以上の部隊長等とする。

2 道路通行に関する技術上の算定について

算定に当たっては、「覚書」第4項第1号の「便覧」及び「算定要領」並びに同項第5号の「便覧に掲載されているものと同様の障害箇所等に関する資料」によりの確に行うものとし、特に超重量車両の場合においては、積載するトレーラ等自体の構造、積載される装備品等の状態、通行する橋梁（りょう）等の構造の技術的特質等を的確に把握して、通行を効果的に行い得るよう着意すること。

3 「覚書」中の用語の解釈については、次のとおり了解するものとする。

(1) 「覚書」第2項中、「自衛隊において運行させるもの」とは、自衛隊員が運転するものをいう。

(2) 「覚書」第4項第6号中、「演習場等」には駐（分）屯地を含む。

4 参考文書

(1) 戦車等重車両の道路通行について（通達）

（陸幕輸第42号 47.6.30）

ア 車両通行制限を強化（官報第13590号付録 47.4.12）

イ 橋梁等における車両の重量の限度等について

（建設省道政発第13号 47.3.8）

ウ 特殊車両通行許可限度算定要領について

（建設省道政発第14号・建設省道企発第10号 47.3.8）

エ 特殊車両通行許可限度重量の算定について

（建設省道交発第17号 47.3.31）

(2) 車両制限令等の改正について（通達）

（陸幕輸第73号 47.10.23）

添付書類：別表第1、別表第2

覚書（防衛庁防運発第4860号・建設省道交発第34号 48.11.8）

特 殊 車 両 通 行 通 知 書  
(記載要領の一例)

道路管理者  
群馬県知事 殿

第 ○○ 号  
昭和○年○月○日

部隊名 陸上自衛隊第○○戦車大隊  
現住所 群馬県北群馬郡榛東村××-×× 〒△△△-□□□□

車両の通行について、次のとおり通知します。

責任者 第○○戦車大隊長  
山 田 一 郎 印  
担当者 山 川 太 郎 印  
TEL ■■■■-△△△-×××× (内線)

No.	車両の型式及び構造	運行目的	車両の諸元	台数	運行期間	運行経路	道路の構造の保全のための措置	備考
1	74式戦車「単車」	教育訓練	(1) 3.29m (2) 51.86 t 9.42 t 4.71 t (3) 3.83 t (4) 16.63m (5) 11.25m	6	○.○.× ~ ○.○.□	相馬原駐屯地（北群馬郡榛東村大字新井）～群馬県道南新井一前橋線～(南新井交差点)～群馬県道渋川一安中線～(半田交差点)～国道 17 号線～(石原交差点)～県道旧三国街道～渋川市道～渋川駅(渋川市辰己町 1651)	1 県道渋川一安中線の八幡橋 指定位置通行 2 通行時間 2200～0600 3 前後に誘導車を配置 4 橋梁上の通行速度 10 km/h に制限	

- 注：1 担当者は、係幹部又は係陸曹（事務官等を含む。）とする。  
2 運行経路欄の発地・着地の住所及び交差点を（ ）で記入する。

特殊車両通行通知書  
(記載要領の一例)

道路管理者  
東京都知事 殿

第 ○○ 号  
昭和○年○月○日

部隊名 陸上自衛第○○施設大隊  
現住所 茨城県古河市上辺見×-×-×

〒△△△-□□□

責任者 ○○施設大隊長  
桜井次郎 印

担当者 田中五郎 印

TEL ■■■■-△△△-×××× (内線)

車両の通行について、次のとおり通知します。

No.	車両の型式及び構造	運行目的	車両の諸元	台数	運行期間	運行経路	道路の構造の保全のための措置	備考
1	大型セミトレーラ (大型ドーザ積載) 「セミトレーラ」	教育訓練	(1) 3.29m (2) 36.71 t 6.11 t 3.06 t (3) 4.01m (4) 16.63m (5) 11.25m	2	○.○.× ~ ○.○.□	J R王子駅（東京都北区王子2丁目1番地）～国道122号線～（神谷1丁目）～環状7号線～（豊玉交差点）～目白通り～（谷原交差点）～埼玉県道練馬一川口線～（白子坂上）～国道254号線バイパス～朝霞駐屯地（東京都）練馬区大泉学園町	1 通行時間 2200～0600 2 前後に誘導車を配置 3 橋梁上の通行速度 10 km/h に制限	「神谷橋」については別途照会

特殊車両通行照会書  
（記載要領の一例）

特殊車両通行通知書記載車両のうち、下記車両の通行について、次のとおり照会します。

車両の型式及び構造		大型セミトレーラ「セミトレーラ」					
積載貨物		大型ドーザ（幅2.39m、高さ2.56m、長さ5.21m）					
車両の諸元		幅	長さ	高さ	総重量	最大軸重	最小回転半径
		2.845m	15.0m	3.5m	40.980 t	9.285 t	11.0m
照会事項	通知書関連No.	路線名	場所	対象名	照会内容	備考	
	1	国道122号線	東京都北区神谷1丁目	神谷橋	床板の重量超過	11/5～11/6 運行時間 2200～0600	

特殊車両通行回答書

第 号

平成 年 月 日

道路管理者

上記の車両の通行についての必要な条件は、下記のとおりです。 印

条件	
----	--

## 覚 書

防衛庁防運発第 4860 号  
建設省道交発第 34 号  
昭和 48 年 11 月 8 日

車両制限令の一部を改正する政令（昭和 47 年政令第 378 号）及び車両の許可の  
手続等を定める省令の一部を改正する省令（昭和 47 年建設省令第 27 号）の  
施行に関し、下記のとおり了解する。

防衛庁防衛局長  
建設省道路局長

### 記

- 1 改正後の省令第 4 条第 1 項第 7 号に規定する「教育訓練」は、観閲式を含む。
- 2 改正後の省令第 4 条第 1 項第 7 号に規定する「自衛隊の車両」は、自衛隊が  
貸渡を受けた車両で、自衛隊において運行させるものを含む。
- 3 自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣に係る車両で、車  
両制限令第 3 条に規定する車両の諸元の最高限度をこえるものについては、自  
衛隊は、その通行に係る道路の道路管理者に対し、通行しようとする道路の障  
害箇所等の状況をは握するため別記様式第 1 による通知を行なって通行する。  
この場合において、緊急やむを得ないときは、当該通行について、当該道路  
管理者に対し、電話等で連絡するものとする。
- 4 改正後の省令第 4 条第 1 項第 7 号に規定する「自衛隊の部隊若しくは機関の  
編成若しくは教育訓練のため使用される車両」で、車両制限令第 3 条に規定す  
る車両の諸元の最高限度をこえるもの（以下、単に「車両」という。）の通行  
については、次に定めるところによる。
  - (1) 車両が、特殊車両通行許可限度資料（建設省道路局が、道路法に基づく  
特殊車両通行許可事務の適正な運用を図るため、道路の障害箇所等に関す  
る資料を道路管理者から収集し、これをとりまとめて作成した道路情報便  
覧をいう。以下「便覧」という。）に収録されている道路を通行しよう  
とする場合において、便覧及び「特殊車両通行許可限度算定要領」（昭和 47  
年 3 月 8 日付け建設省道政発第 14 号・建設省道企発第 10 号建設省道路局  
路政課長、企画課長通達。以下「算定要領」という。）を用いて算定すれ  
ば、当該車両が当該道路を通行することが、条件 A から条件 D までの範囲  
内において可能であると判断されるときは、自衛隊は、あらかじめ、当該  
車両の通行について、当該道路管理者に対し、別記様式第 1 により通知を  
行なう。
  - (2) (1) の場合において、便覧及び算定要領を用いて算定すれば、当該車両  
が当該道路を通行することが、条件 A から条件 D までの範囲内においては  
不可能であると判断されるときは、自衛隊は、あらかじめ、当該道路の道  
路管理者に対し、別記様式第 1 による通知を行なうとともに、別記様式第  
2 により、当該道路の構造の保全のための必要な措置について、当該道路  
管理者に照会を行なう。この場合において、当該道路管理者は、遅滞なく、

別記様式第2により、当該車両の通行について当該道路の構造を保全するために、通行位置の指定、橋面の補強等の必要な条件について回答する。

- (3) 自衛隊は、(2)により道路管理者の回答を得て通行する車両と、型式、構造、諸元、積載貨物及び通行経路が同一である車両を通行させようとするときは、当該回答があった日から1年の期間内に限り、照会を省略して、別記様式第1により、あらかじめ、道路管理者に通知することをもって足りる。
  - (4) 自衛隊は、(1)から(3)までに定めるところにより車両を通行させようとする場合においては、算定要領において必要とされる通行条件を遵守し、及び、道路管理者が道路の構造を保全するために附した必要な条件を最大限に尊重するものとする。
  - (5) 車両が便覧に掲載されていない道路を通行しようとする場合においては、道路管理者が自衛隊に対し提供する当該道路に関する資料（当該道路について便覧に掲載されているものと同様の障害箇所等に関する資料）及び算定要領を用いて算定すれば、当該車両が当該道路を通行することが、条件Aから条件Dまでの範囲内において可能であると判断されるか否かによって、それぞれ、(1)又は(2)に準じて処理するものとする。この場合においては、(3)及び(4)を準用する。
  - (6) 自衛隊が頻繁に使用する演習場内道路、演習場等に隣接する道路又は自衛隊が開設した演習場等取付道路にあっては、自衛隊は、当該道路の道路管理者と別個に協議し、上記4の(1)から(5)までによらないことができる。
- 5 道路管理者は、自衛隊から、車両の通行に係る道路の障害箇所等に関する資料の提供を求められたときは、これを提供するものとする。
  - 6 自衛隊は、車両の通行に係る道路の道路管理者から、車両の通行に関し技術的判断を行なう上で必要な当該車両の諸元等に関する資料の提供を求められたときは、これを提供するものとする。
  - 7 建設省は、自衛隊の車両の通行について、公正かつ妥当な技術的判断に基づき、遅滞なく、事務の推進が行なわれるよう道路管理者の指導に当たるものとする。
  - 8 上記1から7までの定めにより難しい場合においては、車両の通行について防衛庁と建設省は、協議の上、これらと異なる取扱いをすることができる。
  - 9(1) この覚書（以下「新覚書」という。）は、締結の日から起算して1月を経過した日から施行するものとし、昭和36年12月26日付け防衛庁官法発第216号・建設省道発第533の1号で締結した「車両制限令施行規則の施行に関する覚書」（以下「旧覚書」という。）は、新覚書の施行の日に廃止する。
  - (2) 新覚書施行の際現に旧覚書の記の1に基づき道路管理者に対し通知ずみの自衛隊の車両の通行については、新覚書の施行の日から起算して1月の期間に限り、なお旧覚書の規定によることができる。

特殊車両通行通知書

道路管理者 殿

(陸上)  
(海上) 自衛隊  
(航空)

第 昭和 年 月 日 号

隊

県 市 市

責任者  
担当者

印  
印

車両の通行について、次のとおり通知します。

TEL

No	車両の型式及び構造	運行目的	車両の諸元	台数	運行期間	運行経路	道路の構造の保全のための措置	備考

- 注1 自衛隊法第24条に定める機関が通知を行なう場合には、隊の欄には当該機関名を記入すること。  
 2 車両の型式及び構造欄には、車種及び「単車」、「セミトレーラ」、「フルトレーラ」等の種別を記入すること。  
 3 運行目的欄には、「災害派遣」、「編成」、「配置」、「教育訓練」のいずれかを記入すること。  
 4 諸元欄には、当該車両の(1)として幅、(2)として重量(総重量、軸重及び輪荷重)、(3)として高さ、(4)として長さ及び(5)として最小回転半径を記入すること。  
 5 覚書4の(3)に基づき、照会を省略して通知を行なう場合には、備考欄に当該照会に対する回答の番号及び毎年月日を記入し、覚書4の(3)に基づき、照会を省略して通知を行なう旨記入すること。  
 6 この通知には、車両の諸元に関する説明図書(車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)第6条に基づく別記様式第1の備考9の(2)に準ずるもの)を添付すること。



## 特殊車両通行照会書

特殊車両通行通知書記載車両のうち、下記車両の通行について、次のとおり照会します。

車両の型式及び構造							
積載貨物							
車両の諸元		幅	長さ	高さ	総重量	最大軸重	最小回転半径
照会事項	通知書関連	路線名	場所	対象名	照会内容	備考	

## 特殊車両通行回答書

第 年 月 日  
昭和 年 月 日

上記の車両の通行についての必要な条件は、下記のとおりです。

道路管理者 印

条件	
----	--

- 注1 車両の型式及び構造の欄には、車種及び「単車」、「セミトレーラ」、「フルトレーラ」等の種別を記入すること。
- 2 積載貨物欄には、品名（例えば、ブルドーザ）、寸法（幅、高さ及び長さ）及び貨物の特殊性を記入すること。
- 3 備考欄には、運行期間、運行時間その他を記入すること。
- 4 この照会には、経路図（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年9月25日建設省令第28号）第6条に基づく別記様式第1の備考9の（3）に準ずるもの）を添付すること。
- 5 自衛隊は、この照会書を正副2 通道路管理者に提出し、道路管理者は、所要の条件を記載した副本の回答書を自衛隊に対し交付する。